

## 第4章 發明的單一性

1. 單一性の概念 .....	2
2. 同一の又は対応する技術的特徴 .....	3
2.1 同一の技術的特徴 .....	3
2.2 対応する技術的特徴 .....	4
3. 異なる種類の請求項の同一の又は対応する技術的特徴の判断 .....	4
3.1 同一カテゴリーの独立項 .....	5
3.2 異なるカテゴリーの独立項 .....	5
3.2.1 物とその物を生産する方法 .....	5
3.2.2 物とその物の用途 .....	6
3.3 従属項 .....	7
3.4 択一形式で記載された請求項 .....	7
3.5 引用形式で記載された請求項 .....	8
4. 特別な技術的特徴 .....	9
5. 発明の單一性の判断手順 .....	10
5.1 発明の單一性不備が明らか .....	11
5.2 発明の單一性不備が明らかではない .....	11
7. 審査に当たっての留意事項 .....	13
8. 事例の説明 .....	14
8.1 明らかな発明の單一性の欠如 .....	14
8.2 明らかではない発明の單一性の欠如 .....	15

## 第四章 発明の単一性

特許出願は 1 つの発明ごとに行わなければならないが、2 以上の発明が 1 つの広義の発明概念に属するものであり、すなわち発明の単一性の要件を満たすものであれば、一の願書で特許出願することができ、本章では発明の単一性に関する基準について説明する。

生物関連発明における発明の単一性の判断については、第 14 章 7. 「発明の単一性」を参照のこと。

### 1. 単一性の概念

特許出願は 1 つの発明ごとにそれぞれ行わなければならないが、出願人、公衆及び特許主務官庁の特許出願の分類、検索及び審査上の利便性を考慮の上、元来それぞれに出願すべき 2 以上の発明について、専利法（訳者注：日本の特許法・実用新案法・意匠法を包含）では、2 以上の発明が 1 つの広義の発明概念に属するものであれば、一の願書で特許出願することができ、これが発明の単一性であると規定している。

専利法でいう 2 以上の発明が「1 つの広義の発明概念に属する」とは、2 以上の発明が技術上相互に関連していることをいう。「技術上の相互関連」とは、請求項に記載された発明は 1 つ又は複数の同一の又は対応する特別な技術的特徴を有するべきであることをいう。「特別な技術的特徴」とは、特許出願に係る発明全体が先行技術に対する貢献をもたらす技術的特徴で、すなわち、先行技術との対比において新規性及び進歩性を具える技術的特徴を指す。

2 以上の発明が同一の技術的特徴を有さなくても、対応する技術的特徴を有する可能性もある。例えば、1 つの請求項に係る発明は特定形状の雌ねじのあるナットを有する一方で、もう一つの請求項は特定形状の雄ねじのあるボルトであり、当該雌雄形状のネジは相互に螺合することができる場合、前記の 2 つの請求項に記載された雌・雄ねじは対応する技術的特徴を有すると認定することができる。

特別な技術的特徴は発明の単一性を審査するために提出された概念で、出願において、異なる請求項又は同一の請求項に記載された 2 以上の発明が発明の単一性の要件を満たすか否かは、まず各発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有するか否かを判断した後、検索によって、当該同一の又は対応する特別な技術的特徴が先行技術に対する貢献をもたらす、各発明が相互に関連していることとなるか否かを確認しなければならない。

発明の單一性の判断は、請求項の記載形式による違いにより、異なる請求項に記載された 2 以上の発明だけではなく、單一の請求項において択一的な形式によって記載されている 2 以上の発明についても判断しなければならない。

発明の單一性の立法趣旨は審査資源を有効活用することにある。したがって、審査を経て特許査定された後にはじめて発明の單一性の要件を満たさないことが発見された場合、すべての請求項はすでに審査により新規性及び進歩性を有していると判断済みで、社会公衆の利益を直接的に損なうことにならないことから、無効理由を構成しない。

## 2. 同一の又は対応する技術的特徴

2 以上の発明の間に同一の又は対応する技術的特徴が存在するか否かは、検索する前にまず判断しなければならない。同一の又は対応する技術的特徴がない場合、当然、同一の又は対応する特別な技術的特徴もない。2 以上の発明の間に同一の又は対応する技術的特徴を有する状況をそれぞれ以下のように説明する。

### 2.1 同一の技術的特徴

2 以上の発明の間に同一の技術的特徴がある状況を例示する。

#### 例 1.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

高分子化合物 A である。

【請求項 2】

高分子化合物 A を含む食品容器である。

〔説明〕

異なる請求項の同一の技術的特徴は高分子化合物 A である。

#### 例 2.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

光源から発する光線が一部遮断されることを特徴とする照明方法。

【請求項 2】

光源及び光源遮断素子を有し、前記光源遮断素子は前記光源から発する光線を

一部遮断することに用いられる照明システム。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は、光源から発する光線を一部遮断させる技術的特徴である。

## 2.2 対応する技術的特徴

2 以上の発明の間に対応する技術的特徴がある状況を例示する。

### 例 1.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

構造 A を有する受話器。

【請求項 2】

構造 A を嵌合できる支持部を有する電話機。

(明細書の記載内容から受話器収納時に、その構造 A は電話機に嵌合できることが分かる)

〔説明〕

異なる独立項の対応する技術的特徴は、請求項 1 の構造 A と請求項 2 の構造 A を嵌合できる支持部である。

### 例 2.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

映像信号の時間軸伸長器を特徴とする送信機。

【請求項 2】

映像信号の時間軸圧縮器を特徴とする送信機。

〔説明〕

請求項 1 が備える「映像信号の時間軸伸長器」という技術的特徴と請求項 2 が備える「映像信号の時間軸圧縮器」という技術的特徴は、相互に関連しており分けて使用することができないことから、対応する技術的特徴に属する。

## 3.異なる種類の請求項の同一の又は対応する技術的特徴の判断

本節では請求項の記載形式により、同一の又は対応する技術的特徴の具体的な判断方式を例示する。

### 3.1 同一カテゴリーの独立項

同一カテゴリーの独立項とは、各独立項の対象が物の発明又は方法の発明のいずれかであることを指し、同一の又は対応する技術的特徴を含む可能性がある。

#### 例 1.

〔特許請求の範囲〕

##### 【請求項 1】

構造 A を備えるベアリング。

##### 【請求項 2】

構造 A を備えるベアリングを含むことを特徴とするトランスミッション。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は構造 A を備えるベアリングである。

#### 例 2.

〔特許請求の範囲〕

##### 【請求項 1】

(a)・・・、(b)・・・、(c) 原料 C を 200℃～250℃まで加熱する工程を備えた生産物 A の製造方法。

##### 【請求項 2】

(a)・・・、(b)・・・、(c) 原料 C を 200℃～250℃まで加熱する工程を備えた生産物 B の製造方法。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は、原料 C を 200℃～250℃まで加熱する工程である。

### 3.2 異なるカテゴリーの独立項

異なるカテゴリーの独立項とは、各独立項の対象にそれぞれ物及び方法の請求項が含まれ、同一の又は対応する技術的特徴が含まれる可能性があることを指す。

#### 3.2.1 物とその物を生産する方法

一つの独立項は物の発明であり、もう一つの独立項は当該物を生産する方法の発明である場合、これらの請求項の同一の技術的特徴はその物である。以下に例を挙げる。

例 1.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

構造 A のブレーキパッドを備えたディスクブレーキ。

【請求項 2】

工程・・・を含む構造 A のブレーキパッドの製造方法。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は、構造 A のブレーキパッドである。

例 2.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

チタン合金 X。

【請求項 2】

工程・・・を含むチタン合金 X の製造方法。〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴はチタン合金 X である。

### 3.2.2 物とその物の用途

一つの独立項は物の発明であり、もう一つの独立項は当該物の用途の方法の発明である。当該物の使用が当該用途を限定する技術的特徴である場合、これらの請求項の同一の技術的特徴はすなわち当該物であると認めることができる。以下に例を挙げる。

例 1.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

物質 A。

【請求項 2】

工程...を含む、物質 A を用いて殺虫する方法。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は物質 A である。

**例 2.**

〔特許請求の範囲〕

**【請求項 1】**

構造 A を有する塗装用ノズル。

**【請求項 2】**

工程...を含む、構造 A の塗装用ノズルを用いた塗装方法。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は、構造 A の塗装用ノズルである。

**3.3 従属項**

同一の独立項に従属している各従属項は、当該独立項のすべての技術的特徴を有するため、独立項の内容はすなわち独立項とその従属項との同一の技術的特徴である。

**例 1.**

〔特許請求の範囲〕

**【請求項 1】**

形状 X の羽根を備えたことを特徴とするタービンの羽根。

**【請求項 2】**

当該羽根の材質が合金 A であることを特徴とする請求項 1 記載のタービンの羽根。

〔説明〕

独立項と従属項の同一の技術的特徴は、形状 X のタービンの羽を備えたことである。

異なる独立項に従属している各従属項において、各独立項の間に同一の又は対応する技術的特徴が存在する場合、これらの独立項と従属項は同一の又は対応する技術的特徴を有する。各独立項の間における同一の又は対応する技術的特徴の判断は、本章 3.1「同一のカテゴリの独立項」及び 3.2「異なるカテゴリの独立項」を参照されたい。

**3.4 択一形式で記載された請求項**

択一的な形式で記載された請求項において、当該単一の請求項に記載された数の発明は、共通内容のほか、さらに異なる選択肢の技術的特徴を有する場合、当該共通内容は複数の発明の同一の技術的特徴である。

**例 1.**

〔特許請求の範囲〕

**【請求項 1】**

中の導線の材質が金、銀、又は銅の特定のレイヤ構造を備える回路基板。

〔説明〕

請求項における異なる発明の同一の技術的特徴は、特定のレイヤ構造である。

**3.5 引用形式で記載された請求項**

特許請求の範囲の 1 つの請求項又は複数の請求項が引用形式で記載される場合、引用される請求項の内容はすなわち各請求項間の同一の又は対応する技術的特徴に属する。

**例 1.**

〔特許請求の範囲〕

**【請求項 1】**

構造 A を備えるベアリング。

**【請求項 2】**

請求項 1 に記載のベアリングを備える支柱。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は請求項 1 のベアリングである。

**例 2.**

〔特許請求の範囲〕

**【請求項 1】**

化合物 A。

**【請求項 2】**

工程...を含む、請求項 1 に記載の物質 A を製造する方法。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は請求項 1 に記載の物質 A である。

**例 3.**

〔特許請求の範囲〕

**【請求項 1】**

...を備える組成物 A。

**【請求項 2】**

請求項 1 の組成物 A を使用する殺虫方法。

〔説明〕

異なる独立項の同一の技術的特徴は請求項 1 に記載の組成物 A である。

#### 例 4.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

ウィットねじの雄ねじを備えた平頭ボルト。

【請求項 2】

請求項 1 の平頭ボルトに合わせたウィットねじの雌ねじを備えた四角ナット。

〔説明〕

異なる独立項の対応する技術的特徴は請求項 1 のウィットねじの雄ねじ及び請求項 2 の請求項 1 のウィットねじに合わせた雌ねじである。

#### 4. 特別な技術的特徴

「特別な技術的特徴」とは、特許出願する発明全体の先行技術に対する貢献をもたらす技術的特徴で、つまり先行技術と比べて新規性及び進歩性を有する技術的特徴を指し、原則的に先行技術の検索による対比で確認しなければならない。発明の単一性を判断する際、前述した先行技術には新規性の擬制喪失又は先願主義原則の引用文献を含まない。

同一の独立項に従属する各従属項には、当該独立項の全ての技術的特徴が含まれることから、独立項が特別な技術的特徴を備えれば、その従属項もまた当該特別な技術的特徴を備えることとなり、独立項と従属項は、必然的に同一の特別な技術的特徴を備えることになる。

独立項の間に同一の又は対応する特別な技術的特徴があり、異なる独立項に従属する各従属項にも当該特別な技術的特徴がある場合、これらの独立項と従属項の間にはいずれも同一の又は対応する特別な技術的特徴がある。

#### 例 1.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

構造 A のテーブル脚を備えるテーブル。

【請求項 2】

構造 A のテーブル脚と構造 B のテーブル面を備えるテーブル。

〔仮説〕

先行技術から言えば、構造 A のテーブル脚を備えるテーブルは新規性及び進歩性を有する。

〔説明〕

独立項 1 の構造 A のテーブル脚は特別な技術的特徴であり、独立項 2 もまた当該特別な技術的特徴を有する。

## 例 2.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

構造 A のテーブル脚を備えるテーブル。

【請求項 2】

...である請求項 1 に記載のテーブル。

【請求項 3】

構造 A のテーブル脚及び構造 B のテーブル面を備えるテーブル。

【請求項 4】

...である請求項 3 に記載のテーブル。

〔仮説〕

先行技術から言えば、構造 A のテーブル脚を備えるテーブルは新規性及び進歩性を有する。

〔説明〕

構造 A のテーブル脚は独立項 1、3 の特別な技術的特徴であり、従属項 2、4 も当該特別な技術的特徴を有する。

## 5. 発明の単一性の判断手順

特許請求の範囲に 2 以上の独立項が含まれる場合、各独立項に記載された発明について、検索の際に先ずは 5.1 「発明の単一性不備が明らか」であるか否かを判断し、該当しない場合には、5.2 「発明の単一性不備が明らかでない」に属する。

言い換えれば、発明の単一性の判断は以下の手順が含まれる：

(1) 各独立項に記載された発明間に、発明の単一性不備が明らかであるかの判断

各独立項の発明間に同一の又は対応する特別な技術的特徴がない、また

は明細書、特許請求の範囲及び図面に記載された先行技術により各請求項間に同一の又は対応する特別な技術的特徴は先行技術又は出願時の通常の知識に属すると認めることができる場合、各独立項の発明間には同一の又は対応する特別な技術的特徴不備は明らかで、出願は発明の單一性を備えない。

- (2) 各独立項に記載された発明が、発明の單一性不備が明らかではない場合、先行技術を検索しなければならない。

原則的に、請求項 1 の発明から検索を開始して当該発明が特別な技術的特徴を有するか否かを判断するが、特別な技術的特徴を有しない場合、各独立項の発明間には同一の又は対応する特別な技術的特徴はないこととなり、出願は発明の單一性を備えない。

- (3) 請求項 1 の発明が特別な一技術的特徴を有している場合、その他の独立項の発明がいずれも特別な技術的特徴又は当該特別な技術的特徴と対応する特別な技術的特徴を有するか否かを判断する。

有する場合、出願は発明の單一性を有する。有しない場合、出願は発明の單一性を備えない。

### 5.1 発明の單一性不備が明らか

特許請求の範囲の明らかな発明の單一性不備には、通常以下の状況が含まれる。:

- (1) 各独立項に記載された発明間に同一の又は対応する技術的特徴がない。

例えば、2 つの独立項に記載された発明がそれぞれ携帯電話アンテナ及び携帯電話スクリーンで、携帯電話アンテナの技術的特徴がアンテナ部品の組み立て及びその連結関係で、携帯電話スクリーンの技術的特徴がタッチパネル部品の組み立て及びその連結関係である場合、2 つの発明間には同一の又は対応する技術的特徴はないため、出願は発明の單一性を有しない。

- (2) 明細書、特許請求の範囲及び図面に記載された先行技術により各請求項間に同一の又は対応する特別な技術的特徴は先行技術又は出願時の通常の知識に属すると認めることができる。

### 5.2 発明の單一性不備が明らかではない

先行技術の検索において、原則的に、請求項 1 に記載された発明から検索

を開始し、関連する先行技術と対比を行い、請求項 1 に記載された発明が特別な技術的特徴を有するか否かを判断する。

請求項 1 の発明が特別な技術的特徴（例：特徴 A）を有する場合、さらにその他の独立項の発明がいずれも当該特別な技術的特徴（特徴 A）又は当該特別な技術的特徴と対応する特別な技術的特徴（例：特徴 A と対応する特徴 B、C、D 等）を有するか否かを判断する。有する場合、当該その他の独立項と請求項 1 の発明間に同一の又は対応する技術的特徴があることとなり、出願は発明の單一性を有する。有しない場合、その他のいかなる独立項の発明は該同一の又は対応する特別な技術的特徴を有さず、出願は発明の單一性を備えない。

請求項 1 の発明が、特別な技術的特徴を有しない場合、各請求項の発明間には同一の又は対応する技術的特徴はなく、出願は発明の單一性を有しない。

先行技術を検索する際に、原則的に請求項 1 に記載された発明から開始するが、以下の状況の一つに該当する場合、その他の独立項から検索を開始する。：

- (1) 請求項 1 に記載要件不備により特許出願する発明の内容を確認することができない、発明の定義に符合しない、法定の特許不可要件の対象に属する、産業上の利用性を有しない状況がある場合。
- (2) 請求項 1 が明らかに発明を最も代表できる独立項ではない場合。例えば、特許請求の範囲に化合物、組成物、当該化合物を製造する方法及び当該化合物の用途等異なる請求項が含まれ、先ず化合物の独立項から検索を開始すべきであるが、物ではない請求項の場合、方法の独立項から検索を開始する。

## 6. 審査対象の決定

独立項とその従属項との間には通常発明の單一性が具わっており、且つ独立項とその従属項を併せて審査することは比較的審査効率がよいことから、少なくとも一つの独立項とその従属項で構成された請求項のグループを審査対象とし、原則的に、当該独立項を請求項 1 としなければならない。審査意見通知書では審査対象における特許を付与しない事由又は審査を経て特許の付与を一時的に見合わせることを事由を出願人に通知し、検索報告を添付しなければならない。検索で見つかった引用文献によりその他のグループの請求項は新規性又は進歩性を具えないと認定することができる場合、合わせて通知すること

ができる。

注意すべきは、審査対象がすでに全ての請求項を含み、そのいずれもが新規性又は進歩性を具えていないと認定された場合、この時、出願は発明の單一性を具えていないことから特許を付与しない事由を別途指摘しなくてもよい。但し、特許請求の範囲で依然として一部の請求項が單一性を具えていないことから検索を行わなかった場合、審査意見通知書では、発明の單一性を具えていないことにより特許を付与しない事由及び單一性を具えていないことにより請求項の検索を行っていないことを指摘しなければならない。

## 7. 審査に当たっての留意事項

- (1) 発明の單一性の判断は請求項の記載形式による影響を受けず、択一的な形式で記載された請求項の複数の発明の間において、同一の又は対応する特別な技術的特徴がない場合、たとえ当該等複数の発明を複数の請求項に補正したとしても、各請求項の発明の間に依然として同一又は対応した特別な技術的特徴は存在しない。
- (2) 独立項を含む従属項の全ての技術的特徴は、独立項が審査を経て新規性又は進歩性を有しない場合、独立項とその従属項の発明の間に同一の又は対応する特別な技術的特徴が存在せず、補正の際に、単に独立項を削除し、さらにその他の従属項を異なる独立項に換えただけであれば、補正後の各独立項の発明の間に同一又は対応した特別な技術的特徴が存在するかを改めて判断しなければならない。
- (3) すでに一部の請求項（例えば、独立項 1 及びその従属項 2）について検索を行い、審査意見通知書では発明の單一性を具えていないことにより特許を付与しない事由及び單一性を具えないことにより検索を行っていない請求項（例えば独立項 3 及び従属項 4）がある場合、出願人が応答又は補正後に依然として発明の單一性を具えない元の特許を付与しない事由を克服できない場合、拒絶査定を作成できるが、拒絶査定を作成できる状況において、最後通知の発行が審査のタイムスケジュールを延期させるには至らないと認められる場合、拒絶査定を作成せず、最後通知を発行することができる。
- (4) 発明の單一性が欠如している出願に対して、出願人が分割出願の方式で異なる発明についてそれぞれ特許出願をすることができるが、審査意見通知書で自発的に分割出願するよう出願人に求めることは望ましくない。

## 8. 事例の説明

### 8.1 明らかな発明の單一性の欠如

#### 例 1. [特許請求の範囲]

##### 【請求項 1】

バルブ(3)に係合させたバイメタル(4)と、バーナーの温度を前記バイメタル(4)に伝導するための受熱板とを有し、前記バイメタル(4)の温度が下降した時に、前記バイメタル(4)が変形することでバルブ(3)が閉じることを特徴とするガス自動遮断装置。

##### 【請求項 2】

永久磁石(19、21)と、前記永久磁石(19、21)の磁石線の通路となる少なくとも 2 個のサーモフェライト (20、22、23)、前記のサーモフェライト(20、22、23)の磁気吸着力で開閉位置を保持されるバルブ(25)と、バーナーの温度を前記サーモフェライト(20、22、23)に伝導するための受熱板とを有し、.....温度異常時に前記サーモフェライト(20、22、23)の磁性が消失することを特徴とするガス自動遮断装置。

##### [仮説]

明細書に記載されたガス自動遮断装置の先行技術が、回路とモーターによりバルブを制御するもので、本願において、請求項に記載された 2 種類の機械構造が従来の電子式構造と代替できる場合。

##### [説明]

請求項 1、2 はともに「ガス自動遮断装置」であるが、請求項 1 はバイメタルの変形を利用したガス器の制御で、バイメタルを利用したバルブ制御であり、請求項 2 はサーモフェライトの異なる消磁温度を利用して、該フェライトを通す磁力線量が異なることで、バルブ位置を変更するものである。両者の間には周知のバルブ以外に、同一の又は対応する技術的特徴がないため、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

#### 例 2.

##### [特許請求の範囲]

【請求項 1】 .....を特徴とする電源の整流回路。

【請求項 2】 .....を特徴とする多孔質シリコン青色発光ダイオードの製造方法。

##### [説明]

請求項 2 の「青色発光ダイオードの製造方法」は請求項 1 の「整流回路」とは関連性ががないことから、請求項 1、2 は同一の又は対応する技術的特徴を有さないため、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

### 例 3.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 .....を特徴とする液相中での芳香族化合物の硝化(ニトロ化)反応の方法。

【請求項 2】 .....を特徴とする液相中での芳香族化合物の硝化反応による反応熱を除去する装置。

〔説明〕

請求項 2 の「液相中での芳香族化合物の硝化反応による反応熱を除去する装置」は、請求項 1 の「硝化反応方法」を実施するために使用される装置でない場合、請求項 1、2 は同一の又は対応する技術的特徴を有さないため、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

## 8.2 明らかではない発明の單一性の欠如

### 【発明の單一性の要件を満たす】

### 例 1.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 .....を特徴とするフィラメント A。

【請求項 2】 フィラメント A によって製造された電球 B。

【請求項 3】 フィラメント A によって製造された電球 B 及び回転装置 C を設けてなる探照灯 D。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「フィラメント A」は新規性及び進歩性を具えている場合。

〔説明〕

請求項 1、2、3 はすべて同一の特別な技術的特徴である「フィラメント A」があるため、出願は発明の單一性の要件を満たす。

### 例 2.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 .....を特徴とする木材パルプスラリー濃縮機用濾過円筒。

【請求項 2】 .....請求項 1 の濾過円筒を含むことを特徴とする木材パルプスラリー濃縮機。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「濾過円筒」は新規性及び進歩性を具えている場合。

〔説明〕

請求項 1 の「濾過円筒」は請求項 2 の「濃縮機」の構成素子の一つであり、請求項 1、2 はいずれも同一の特別な技術的特徴「濾過円筒」を有するため、出願は発明の單一性の要件を満たす。

### 例 3.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】

第 1 の 金属-絶縁体-半導体 (metal-insulator-semiconductor, MIS) 素子と、第 1 の MIS 素子のドレイン及びソース領域のいずれか一方の領域をゲートとし、かつ前記第 1 の MIS 素子の上部に積み重ね形成された第 2 の MIS 素子とを有する.....マトリックス状に配列されたメモリアレイにデータ線 (D1) をメモリアレイ間に配列し、メモリアレイをセンス線 (S1) 及びワード線 (W1) に直交させることを特徴とする半導体 RAM 装置。

【請求項 2】

半導体基板の一主面に形成された第 1 の MIS 素子と、この第 1 の MIS 素子のドレイン及びソース領域のいずれか一方の領域をゲートとし、かつ前記第 1 の MIS 素子の上部に積み重ね形成された第 2 の MIS 素子とを有することを特徴とする MIS 型の半導体装置。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「半導体 RAM 装置」は新規性及び進歩性を具えている場合。

〔説明〕

請求項 2 の「MIS 型半導体装置」は請求項 1 の「半導体 RAM 装置」の構成素子の一つであり、請求項 1 には請求項 2 の内容が含まれ、請求項 1、2 はいずれも「第 1 の MIS 素子のドレイン及びソース領域をゲートとし、かつ前記第 1 の MIS 素子の上部に積み重ね形成された第 2 の MIS 素子」を有する同一の特別な技術的特徴であることから、出願は発明の單一性の要件を満たす。

## 例 4.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】生産物 X。

【請求項 2】工程 J、工程 K、工程 L を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 A。

【請求項 3】工程 M、工程 N、工程 O を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 B。

【請求項 4】工程 P、工程 Q、工程 R を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 C。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「生産物 X」が新規性及び進歩性を具えている場合。

〔説明〕

物の請求項 1 及び方法の請求項 2、3、4 はいずれも同一の特別な技術的特徴「生産物 X」を有するため、出願は発明の単一性の要件を満たす。

## 例 5.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】化合物 X。

【請求項 2】.....の工程を含むことを特徴とする化合物 X の製造方法。

【請求項 3】化合物 X の清潔剤としての応用。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「化合物 X」は新規性及び進歩性を具えている場合。

〔説明〕

請求項 1、2、3 はいずれも同一の特別な技術的特徴「化合物 X」を有するため、出願は発明の単一性の要件を満たす。

## 例 6.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】.....その伸び率が 0.2%時の引張強度が 50kg/mm<sup>2</sup> を超過することを特徴とする高強度、耐食性のステンレススチールベルト。

【請求項 2】.....の工程を含む、請求項 1 のステンレススチールベルトの製造方法。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「ステンレススチールベルト」は新規性及び進歩性を具えている場合。

〔説明〕

請求項 1 のステンレススチールベルトは「その伸び率が 0.2%の時の引張強度が 50kg/mm<sup>2</sup>」であることをその特別な技術的特徴としており、請求項 2 の「ステンレススチールベルトの方法」は請求項 1 の「ステンレススチールベルト」の全ての技術的特徴を含むことから、当該特別な技術的特徴も含まれるため、出願は発明の單一性の要件を満たす。

#### 例 7.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 .....コイルロープ構造を含むことを特徴とする光ファイバーケーブル。

【請求項 2】 .....コイル状に捻る工程を含むことを特徴とする光ファイバーケーブルの製造方法。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「光ファイバーケーブル」は新規性及び進歩性を具え、請求項 2 の製造方法に含まれるコイル状に捻る工程が、光ファイバーケーブル製造時に当該コイル状に捻る構造を形成するものである場合。

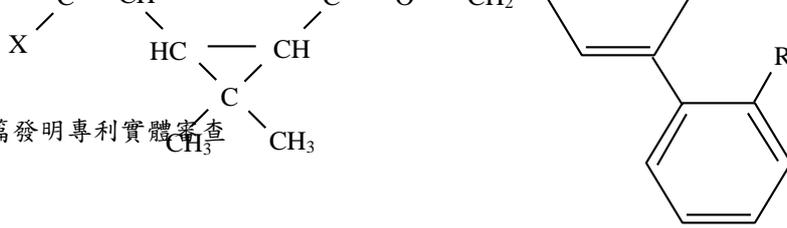
〔説明〕

請求項 1 の光ファイバーケーブルは「コイルロープ構造」がその特別な技術的特徴である。請求項 2 の「コイル状に捻る工程」の技術的特徴は、請求項 1 の「コイルロープ構造」の技術的特徴と対応するため、出願は発明の單一性の要件を満たす。

#### 例 8.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 一般式(I)



(I)

[式中 X は塩素又は臭素を表し、R はハロゲン、低級アルキル基、トリフルオロメチル基又は低級アルコキシ基を表す]で表されるシクロプロパンカルボン酸エステル誘導体。

**【請求項 2】** 請求項 1 記載の少なくとも 1 つの化合物を有効成分として含む殺虫剤組成物。

**【請求項 3】** 昆虫の駆除が望まれる場所に請求項 1 記載の少なくとも 1 つの化合物の有効量を施用することを特徴とする殺虫方法。

[仮説]

先行技術に対し、請求項 1 の「シクロプロパンカルボン酸エステル誘導体」は新規性及び進歩性を具えている場合。

[説明]

請求項 2 の「殺虫組成物」は請求項 1 の「シクロプロパンカルボン酸エステル誘導体」を含み、請求項 3 の「殺虫方法」は請求項 1 の「シクロプロパンカルボン酸エステル誘導体」を使用するので、請求項 1、2、3 はいずれも同一の特別な技術的特徴「シクロプロパンカルボン酸エステル誘導体」を有することから、出願は発明の単一性の要件を満たす。

### 例 9.

[特許請求の範囲]

**【請求項 1】**

陽極室、陰極室と阻隔板.....を含むことを特徴とする細胞破碎電解装置を有する微小流体装置（マイクロ流体装置）。

**【請求項 2】**

前記陽極室の前記入口から前記陽極室溶液を導入し.....、前記陰極室の前記入口から前記陰極室溶液を導入し.....、の方法を含む請求項 1 の微小流体装置を使用した細胞破碎方法。

[仮説]

先行技術に対し、請求項 1 の「微小流体装置」は新規性及び進歩性を具えている場合。

[説明]

請求項 2 の細胞破碎方法の工程において、請求項 1 の微小流体装置を使用しており、請求項 1、2 はいずれも同一の特別な技術的特徴「微小流体装置」を有するため、出願は発明の単一性の要件を満たす。

### 例 10.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 凸部構造 A を有するプラグ。

【請求項 2】 構造 A と嵌合する凹形状を有するソケット。

〔仮説〕

先行技術に対し、特徴 A を有する「プラグ」は特許要件を満たす場合。

〔説明〕

請求項 1、2 の「プラグ」と「ソケット」は相互に嵌合する形状を有し、対応する特別な技術的特徴に属するため、出願は発明の單一性の要件を満たす。

### 【発明の單一性の要件を満たさない】

#### 例 11.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 生産物 X。

【請求項 2】 工程 J、工程 K、工程 L を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 A。

【請求項 3】 工程 M、工程 N、工程 O を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 B。

【請求項 4】 工程 P、工程 Q、工程 R を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 C。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「生産物 X」は新規性及び進歩性を具えていない場合。

〔説明〕

請求項 1 の「生産物 X」は新規性及び進歩性を具えず、請求項 1、2、3、4 は同一の又は対応する技術的特徴を有しないため、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

#### 例 12.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 化合物 X。

【請求項 2】 .....の工程を含むことを特徴とする化合物 X の製造方法。

【請求項 3】 化合物 X の清潔剤としての応用。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「化合物 X」は新規性及び進歩性を具えていない場合。

〔説明〕

請求項 1 の「化合物 X」は新規性及び進歩性を具えておらず、請求項 1、2、3 は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有してないため、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

### 例 13.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 .....本体と、.....蓋体と、.....蝶番(ヒンジ)部と、.....勘合部とを含み、本体内部にスプリングを設けていることを特徴とするスーツケース。

【請求項 2】 前記本体は四隅のコーナーが丸い長方体であることを特徴とする請求項 1 に記載のスーツケース。

【請求項 3】 前記スプリングが前記本体の内側底面の対角線上と前記本体の側面に設けられていることを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。

【請求項 4】 前記本体の一側面に取手が設けられ、前記取手には以下の構造.....を含むことを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。

【請求項 5】 前記本体の一側面にキャスターが設けられ、前記キャスターには以下の構造.....を含むことを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。

【請求項 6】 前記勘合部にさらに 4 桁の数字の暗証番号鍵を含むことを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「スーツケース」は新規性及び進歩性を具えていない場合。

〔説明〕

請求項 1 の「スーツケース」は新規性及び進歩性を具えておらず、各請求項の間には同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しないことから、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

### 例 14.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 A 及び D を特徴とするベルトコンベア X。

【請求項 2】 B 及び D を特徴とするベルトコンベア Y。

【請求項 3】 A、B 及び D を特徴とするベルトコンベア Z。

〔仮説〕

先行技術に対し、「特徴 D」は請求項 1 のベルトコンベア X、請求項 2 のベルトコンベア Y、又は請求項 3 のベルトコンベア Z に新規性及び進歩性の特別な技術的特徴をもたらさず、「特徴 A」、「特徴 B」はそれぞれ請求項 1 のベルトコンベア、請求項 2 のベルトコンベアに新規性及び進歩性の特別な技術的特徴をもたらしているが、「特徴 A」と「特徴 B」は関連性がない場合。

〔説明〕

請求項 1、3 はいずれも同一の特別な技術的特徴「特徴 A」を有し、請求項 2、3 はいずれも同一の特別な技術的特徴「特徴 B」を有するが、請求項 1、2 は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有さないため、請求項 1、2、3 は依然として同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しないため、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

#### 例 15.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 電圧安定性モジュール A 及びスイッチ部品 C を有する紡織機に用いられる制御回路。

【請求項 2】 電流変換モジュール B 及びスイッチ部品 C を有する紡織機に用いられる制御回路。

【請求項 3】 一台の電圧安定性モジュール A 及びスイッチ部品 C の制御回路を有する紡織機を含む紡織設備。

【請求項 4】 一台の電流変換モジュール B 及びスイッチ部品 C の制御回路を有する紡織機を含む紡織設備。

〔仮説〕

先行技術に対し、「スイッチ部品 C」は請求項 1 又は請求項 2 の制御回路に新規性及び進歩性の技術的特徴をもたらさず、「電圧安定性モジュール A」、「電流変換モジュール B」はそれぞれ請求項 1 の制御回路、請求項 2 の制御回路に新規性及び進歩性をもたらすが、「電圧安定性モジュール A」と「電流変換モジュール B」は関連性がない場合。

〔説明〕

請求項 1、3 はいずれも同一の特別な技術的特徴「電圧安定性モジュール A」を有し、請求項 2、4 はいずれも同一の特別な技術的特徴「電流変換モジュール B」を有するが、「電圧安定性モジュール A」と「電流変換モジュール B」は無関連のものであるため、請求項 1、2、3、4 には同一の又は対応する特別な技術的特徴がなく、出願は発明の單一性の要件を満たさない。

#### 例 16.

〔特許請求の範囲〕

【請求項 1】 防臭物質 X を含有する塗料。

【請求項 2】 次の：

(1) 圧縮空気で塗料を霧状にスプレーし；

(2) 電極装置 A にその霧状の塗料を通過させて帯電させた後に製品へスプレッシングする工程を含む、請求項 1 の塗料を応用して製品に塗布する方法。

【請求項 3】 電極装置 A を含むスプレッシング設備。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「防臭物質 X を含有する塗料」は新規性及び進歩性を具え、「電極装置 A」は請求項 2 の方法、請求項 3 のスプレッシング設備に新規性及び進歩性の技術的特徴をもたらす場合。

〔説明〕

請求項 1、2 はいずれも同一の特別な技術的特徴「防臭物質 X を含有する塗料」を有し、請求項 2、3 はいずれも同一の特別な技術的特徴「電極装置 A」を有するが、請求項 1、3 は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有さず、請求項 1、2、3 は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有しないため、出願は発明の單一性の要件を満たさない。